

多摩市いじめ防止基本方針

はじめに

いじめは、いじめを受けた児童・生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

多摩市いじめ防止基本方針（以下「基本方針」という。）は、こうした学校内外におけるいじめの問題を克服し、本市の児童・生徒の尊厳を保持するため、国が策定した「いじめ防止対策推進法」や「いじめ防止基本方針」等に基づき、市内の学校・家庭・地域その他の関係者の連携の下、いじめの未然防止、早期発見、早期対応、重大事態への対処（以下「いじめの防止等」という。）のための対策を総合的かつ効果的に推進するために、以下の基本方針を定めるものである。

1. 基本的な考え方

（1）いじめ防止等の対策に関する基本理念

全ての児童・生徒は、かけがえのない存在であり、社会の宝である。児童・生徒が健やかに成長していくことはいつの時代も社会全体の願いであり、豊かな未来の実現に向けて最も大切なことである。しかしながら、いじめは、いじめを受けた児童・生徒の心に深い傷を残すものである。そこで、いじめを防止するための基本となる方向性を次のとおり示す。

- いじめは、全ての児童・生徒に関係する問題である。いじめの防止等の対策は、全ての児童・生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に積極的に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなることを目指して行われなければならない。
- いじめの防止等の対策は、全ての児童・生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないように、いじめられた児童・生徒にとっていじめが心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童・生徒が十分に理解できるようにしなければならない。
- いじめの防止等の対策は、いじめを受けた児童・生徒の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、市、市教育委員会、学校、地域、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

（2）いじめの定義

「いじめ」とは、児童・生徒に対して、当該児童・生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童・生徒と一定の人的関係にある他の児童・生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童・生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

(3) いじめ防止に関する基本的考え方

○いじめを「しない・させない・ゆるさない」学校づくりを行い、未然防止を進める。

いじめ問題の解決のためには、被害と加害の関係という単純な二極対立構造として捉えるのではなく、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在にも注意を払い、児童・生徒自身が「いじめをしない」という強い気持ちを持ち、また、一人一人がその所属する集団の中で、「いじめをさせない、ゆるさない」といった態度・姿勢を示していくことが、いじめの抑止につながると考える。

そのためには、学校の教育活動全体及び学校外の活動を通じ、児童・生徒の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、互いの人格を尊重し合える態度・社会性など、心の通う人間関係を構築するための素地を養うことが必要である。

○いじめの早期発見に努め、いじめられた児童・生徒を守る。

いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけ合いを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識し、わずかな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、いじめを隠したり軽視したりすることなく積極的にいじめを認知することが必要である。

また、いじめられた児童・生徒からの情報やいじめの兆候を確実に受け止め、いじめられた児童・生徒が安心して学校内外での生活を送ることができるようにするため、いじめられた児童・生徒を組織的に守り通す取組を行うことが必要である。

○認知したいじめに対して組織的な対応を行う。

いじめがあることが確認された場合、学校は、いじめたとされる児童・生徒や周囲の児童・生徒に対して事情を確認した上で、適切に指導を進める等の対応を、迅速かつ組織的に行うことが必要である。その際には、教育的配慮の下に毅然とした態度による指導を行うとともに、教育上必要と認める場合には、学校教育法第11条の規定に基づき、当該児童・生徒に対して懲戒を加えることができる。

また、家庭や市教育委員会への連絡・相談や、事案に応じ関係機関との連携が必要である。いじめ問題に適切に対応できるようにするため、個々の教員のいじめ問題への鋭敏な感覚と的確な指導力を高めるとともに、学校全体による組織的な対応ができるよう体制を整備する必要がある。

○家庭・地域と連携して取り組む。

いじめが複雑化・多様化する中、学校がいじめの問題を迅速かつ的確に解決できるようにするため、学校が、家庭や地域、関係機関と連携して解決に向けて取り組む必要がある。

また、保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、その保護する児童・生徒がいじめを行うことのないように規範意識を養うための指導やその他の必要な指導を行うよう努める必要がある。いじめの情報を得た場合には、学校に速やかに連絡・相談するなどし、学校によるいじめの防止の取組に協力するよう努める必要がある。

2. 多摩市教育委員会の取組

(1) 多摩市いじめ防止基本方針に基づくいじめ防止等のための対策

教育委員会は、本市におけるいじめ防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するため、国が策定した「いじめ防止対策推進法」や「いじめ防止基本方針」等に基づき基本方針を策定する。基本方針に基づくいじめ防止等のための対策が総合的かつ効果的に進められているか定期的に見直しを行い、必要に応じて基本方針及び施策の改善・充実を図っていく。

(2) 「多摩市教育相談及び子どもと家庭支援の連絡協議会」の設置

教育委員会は、基本方針に基づくいじめ防止等の対策を実効的に行うため、専門的な知識及び経験を有する第三者等の参加を図り、「多摩市教育相談及び子どもと家庭支援の連絡協議会」（以下、「連絡協議会」という。）を設置する。連絡協議会は、いじめや不登校の問題に対する相談機能の充実や関係機関の連携の強化を図ることを目的とし、いじめ防止に向けた機能として以下の役割を果たすものとする。

- いじめの防止等に関する機関や団体との連携の充実を図る。
- 市教育委員会が実施するいじめ実態調査の結果や関係機関等で把握しているいじめの実態やそれぞれが実施しているいじめ防止等の取組について情報を共有する。
- 基本方針及び学校いじめ防止基本方針に基づく取組の評価や有効な対策を協議する。
- 解消に至っていないいじめについて、それぞれの立場や役割から解消に向けた取組を協議する。
- 重大事態に係る調査を市教育委員会が行う場合は、連絡協議会を活用する。もしくは、連絡協議会から専門家を学校に派遣して校内調査委員会を組織して調査し、その結果を市長に報告する。また、再発防止に向け、学校及び東京都教育委員会や関係機関と連携して迅速に対応する。

(3) 多摩市教育委員会が実施する取組

○道徳教育及び人権教育の充実

児童・生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うことが、いじめの防止に資することを踏まえ、全ての教育活動を通じた道徳教育や人権教育及び体験活動等を充実する。

○児童・生徒の健全育成に関わる機関や諸団体との連携強化

児童相談所、子育て総合センター、児童館や学童クラブ、民生・児童委員、多摩西人権擁護委員協議会、警察、法務局等、学校教育以外を所管する部署とも定期的な情報共有を継続し、いじめの解消を図る。

○早期発見に向けた取組

6月、11月、2月をいじめ防止月間とし、全小・中学校でいじめの実態調査を行い、いじめの疑いの事例も含めて各校の実態を確実に把握するとともに、いじめ防止やいじめ解消に向けた取組の充実を図る。また、追跡調査を実施し、学校と教育委員会が情報を共有し、いじめの解消に向けた対応を進める。なお、インターネット上のいじめに関する情報把握については東京都教育委員会との連携を継続する。

○相談体制の整備

東京都教育委員会から配置されたスクールカウンセラーを効果的に活用するなど、児童・生徒及びその保護者がいじめに係る相談を行うことができる校内体制を整備する。また、多摩市立教育センター教育相談室（以下「教育相談室」という。）をはじめ、東京都のいじめ相談の連絡先を示した資料を、学校を通して全ての児童・生徒に配布し、相談窓口の周知に努める。

○いじめに対する措置

教育委員会は、学校からいじめの報告を受けた時は、学校に対し必要な支援を行うとともに必要な措置を講ずることを指示する。いじめが犯罪行為として取り扱われるべきと認められる事案については、警察に通報し、連携・協力していじめ問題の解決にあたる。

また、学校教育法第35条第1項の規定に基づき、いじめを行った児童・生徒の保護者に対して当該児童・生徒の出席停止を命ずる等、いじめを受けた児童・生徒やその他の児童・生徒が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を講ずる。

○児童・生徒、保護者、市民等への啓発活動

いじめの防止に資する活動であって当該学校に在籍する児童・生徒が自主的に行うものに対する支援を行うとともに、当該学校に在籍する児童・生徒及びその保護者並びに教職員に対していじめを防止することの重要性に関する理解を深めるための啓発を行う。

○教職員の資質・能力の向上

市立小・中学校の教職員に対し、児童・生徒理解、問題行動の未然防止、適切な初期対応及び保護者との連携等に関する研修を行い、いじめに対する教職員の指導力の向上を図る。東京都教育委員会が発行する人権教育プログラム等を活用し、校内研修を実施するとともに、生活指導主任、人権教育推進担当、道徳教育推進教師、スクールカウンセラー等を対象にした研修会や連絡会の中で専門性を高める研修を実施する。

○インターネットを通じて行われるいじめへの対策の推進

インターネットを通じて行われるいじめを防止し、効果的に対処することができるよう、セーフティ教室等の機会を通して、児童・生徒及び保護者等に対する啓発活動を実施したり、メールやインターネットを適正に使用する能力・態度を育成したりする。また、教育相談室にインターネット・携帯電話相談窓口を設置し、専門的な対応や助言ができるようにする。

○学校評価・学校運営

学校は、各校のいじめ防止基本方針をホームページ等で公開するとともに、学校評価の項目にいじめ問題に関する内容を位置付ける。いじめの有無や多寡を評価するのではなく、目標に対する取組状況や達成状況について自己評価及び学校関係者評価（学校運営連絡協議会による学校評価）を行い、評価の結果を教育委員会に報告する。

○学校におけるいじめ防止等の取組の充実に向けた点検・支援

教育委員会及び連絡協議会を通して、いじめの実態把握、学校における取組状況を点検するとともに、いじめ解消に向けた学校と関係機関の連携を強化するための支援や教師向けの指導用資料の配布等を通して、学校におけるいじめの防止等の取組を充実する。

○重大事態への対応

教育委員会は、学校から以下の重大事態の報告を受けた時は、学校に対する必要な支援を行ったり、必要な措置を講ずることを指示したりし、当該報告に係る事案について必要な調査を行う、または、学校のいじめ防止委員会に専門家や事務局職員を派遣して調査を行う。また、事実関係その他必要な調査結果について、学校やいじめを受けた児童・生徒及び保護者に対して適切に提供する。

重大事態とは以下の場合を想定している。

- ・いじめにより当該学校に在籍する児童・生徒の生命、心身又は財産に重大な被害（自殺を企図した場合、身体に重大な傷害を負った場合、金品等に重大な被害を被った場合、精神性の疾患を発症した場合等）が生じた疑いがあると認めるとき。
- ・いじめにより当該学校に在籍する児童・生徒等が相当の期間（相当の期間とは不登校の定義を踏まえて学校を欠席する期間として30日を目安としているが、この目安にかかわらず、児童・生徒が一定の期間連続して欠席している場合には、迅速に対応するなど、当該児童・生徒の状況や個々のケースを十分踏まえる必要がある。）学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
- ・児童・生徒や保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申し出があったとき。（その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとする。）

3. 学校における取組

(1) 学校いじめ防止基本方針の策定

学校は、国の「いじめ防止等のための基本的な方針」や「多摩市いじめ防止基本方針」を参酌し、学校の実情に応じて「学校いじめ防止基本方針」等を定め、公開、実行、評価、修正を継続的に行っていく。

(2) 学校内の組織の設置

学校は、いじめの防止等に関する措置を実効的に行うために、以下に示す「学校いじめ防止委員会」等を設置し、この委員会を中心として、全教職員で共通理解を図り、学校全体でいじめ対策を実行する。「学校いじめ防止委員会」は、学校いじめ防止基本方針に基づく取組の推進、いじめの相談・通報の窓口としての役割、いじめの疑いに関する情報の収集、関係のある児童・生徒への事実関係の聴取、指導や支援、保護者との連携といった役割を果たしていく。

また、重大事態が発生した場合は、教育委員会に報告するとともに、連絡協議会と連携・協力して調査し、その結果を連絡協議会に報告する。

【構成メンバー（例）】※学校の実態に応じて組織し、校務分掌に位置付ける。

校長	〇〇 〇〇	副校長	〇〇 〇〇
いじめ防止委員長 (生活指導主任)	〇〇 〇〇	スクールカウンセラー	〇〇 〇〇
いじめ防止委員	1年 〇〇 〇〇	養護教諭	〇〇 〇〇
	2年 〇〇 〇〇		
	3年 〇〇 〇〇	教育相談担当	〇〇 〇〇
	(4年) 〇〇 〇〇		
	(5年) 〇〇 〇〇		
	(6年) 〇〇 〇〇		
各学年担当者	※その他、主幹教諭や特別支援教育コーディネーター等を必要に応じて学校の判断で追加する。		

(3) 学校におけるいじめ防止等に関する取組

学校は、策定した「学校いじめ防止基本方針」等に基づき、「学校いじめ防止委員会」等を組織し、教育委員会と連携して「未然防止」「早期発見」「早期対応」「重大事態への対処」の4段階に応じていじめ防止等に関する取組を効果的な対策を講じていくこととする。

ア いじめの未然防止に向けた取組

- いじめは相手の人権を侵害する行為であり、決して許される行為ではないことを児童・生徒に理解させ、生命尊重の精神と人権感覚を育む指導の充実を図る。
- 道徳の時間を要として、教育活動全体を通じた道徳教育を充実させ、自己を他者との関わりの中でとらえ、望ましい人間関係の育成を図る指導を計画的に行う。
- 児童・生徒が、共に生きる心の大切さを学び、人・社会・自然と向き合い、集団の一員としての自覚と自信を育むことができるよう、体験や活動を取り入れる。
- 児童・生徒が、いじめについて学び、主体的に考え、いじめの防止を訴えるような取組を推進する。
- 児童・生徒の人間関係の向上に資する指導に関する教職員の資質・能力を向上させるため、学級集団づくり等の校内研修を実施する。
- インターネットを通して行われるいじめの防止に向けた児童・生徒に対する情報モラル教育の充実や保護者等への啓発活動を推進する。

イ いじめの早期発見(早期対応)に向けた取組

- いじめは、大人が気付きにくい場面で発生し、発見しにくい形で行われることを教職員が認識し、わずかな兆候であっても、いじめではないかと疑いをもち、いじめを見逃さない認知能力を高められるよう研修を実施し、教職員の資質・能力の向上を図る。また、日頃から教職員間での情報を共有し、保護者や地域住民、関係機関と連携し、情報収集や対応を図る。
- 東京都・多摩市等その他関係機関等が設置している各種相談窓口を周知するとともに、校内の教育相談機能を充実させ、児童・生徒が、いじめを訴えやすく、また教職員が一人で抱え込まない相談体制・校内組織を整え、いじめの実態を早期に把握する。

ウ いじめへの対応(組織的な対応)に向けた取組

- いじめの発見・通報を受けた場合には、特定の教職員だけの対応ではなく、速やかに、いじめ防止委員会等を通して対応を協議し、学年及び学校全体で組織的に対応する。
- いじめを訴えたり、知らせたりしてきた児童・生徒を守ることを最優先にし、迅速に事実確認を行う。いじめを行ったとされる児童・生徒に適切な指導を行うとともに、いじめを見ていた児童・生徒に対していじめを自分の問題として捉えさせる取組を行う。また、必要に応じて保護者との連携を通して児童・生徒への指導を行う。
- 定期的に関係機関や専門家等との相談・連携を図り、迅速な対応ができるように体制を整えておく。
- 日頃からいじめの防止に向けた学校の取組をホームページや学校便りで積極的に伝えるとともに、いじめを認知した場合には、校内だけでなく、保護者・地域住民との連携を図る。

エ いじめに関わる重大事態への対処

- いじめられた児童・生徒の安全や落ち着いて学習を受けられる環境を教育委員会や関係機関と連携して確保する。
- スクールカウンセラーや養護教諭、教育相談室相談員等と連携を図り、学校内外での教育相談の体制を整え、いじめられた児童・生徒の心理状況を丁寧に把握する。
- いじめが犯罪行為として取り扱われるべきと認められる事案については警察と連携して対応していく。
- 重大事態が起きた場合は教育委員会を通じて市長に報告するとともに、他の関係諸機関と連携して重大事案に係る事実関係を明確にするための調査の実施及び連絡協議会が実施する調査や報告への協力を行う。
- 調査の結果を踏まえ、同種の事態の発生の防止に資する方策を検討し、関係機関と連携し、組織的に実行する。